四　役員が法第五十二条の六十の六第一項第九号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五　株主の名簿

六　外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを証する書面

七　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

九　事業開始後三事業年度における電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面

十　電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十一　電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書

十二　電子決済等取扱業に関する社内規則等

十三　電子決済等取扱業の顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十四　委託銀行との間の電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案

十五　電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案

十六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（法第五十二条の六十の十五第一項第一号に規定する指定電子決済等取扱業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第三十四条の六十三の十三第二項第九号において同じ。）が存在する場合　法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合　法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（電子決済等取扱業者登録簿の縦覧）

**第三十四条の六十三の五**　金融庁長官等は、その登録をした電子決済等取扱業者に係る電子決済等取扱業者登録簿を当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

**第三十四条の六十三の六**　法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額が千万円以上であること。

二　純資産額（第三十四条の六十三の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。